

宇部市道路占用料徴収条例

新 旧 対 照 表

旧				新					
別表（第二条、第四条関係） （平二八条例三八・全改、令二条例一七・令五条例一三・一部改正）				別表（第二条、第四条関係） （平二八条例三八・全改、令二条例一七・令五条例一三・令八条例一六・一部改正）					
占用物件		単位	占用料	占用物件		単位	占用料		
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第1種電柱	1本につき1年	570円	第1種電柱	1本につき1年		670円		
	第2種電柱		870円	第2種電柱		1,000円			
	第3種電柱		1,200円	第3種電柱		1,400円			
	第1種電話柱		510円	第1種電話柱		600円			
	第2種電話柱		810円	第2種電話柱		960円			
	第3種電話柱		1,100円	第3種電話柱		1,300円			
	その他の柱類		51円	その他の柱類		60円			
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	5円	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	6円			
	地下電線その他地下に設ける線類		3円	地下電線その他地下に設ける線類		4円			
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	490円	路上に設ける変圧器	1個につき1年	590円			
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	300円	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	360円			
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,000円	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200円			
	郵便差出箱		420円	郵便差出箱		500円			
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,800円	広告塔	表示面積1㎡につき1年	1,900円			
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,000円	その他のもの	占用面積1㎡につき1年	1,200円				
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年	21円	外径が0.07m未満のもの	長さ1mにつき1年		25円		
	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		30円	外径が0.07m以上0.1m未満のもの		36円			
	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		45円	外径が0.1m以上0.15m未満のもの		54円			
	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		61円	外径が0.15m以上0.2m未満のもの		72円			
	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		91円	外径が0.2m以上0.3m未満のもの		110円			
	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		120円	外径が0.3m以上0.4m未満のもの		140円			
	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		210円	外径が0.4m以上0.7m未満のもの		250円			
	外径が0.7m以上1m未満のもの		300円	外径が0.7m以上1m未満のもの		360円			
	外径が1m以上のもの		610円	外径が1m以上のもの		720円			
			法第32条第1項第3号に掲げる施設	法第二条第二項第五号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	4円		
				自動運行補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	その他のもの	上空に設けるもの	1本につき1年	960円
								その他のもの	地下に設けるもの
				その他のもの					
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設				1,000円	法第32条第1項第4号に掲げる施設				1,200円
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1つのもの	近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額	法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1つのもの	近傍類似の土地の時価に0.004を乗じて得た額		
		階数が2つのもの	近傍類似の土地の時価に0.006を乗じて得た額			階数が2つのもの	近傍類似の土地の時価に0.006を乗じて得た額		
		階数が3つ以上のもの	近傍類似の土地の時価に0.007を乗じて得た額			階数が3つ以上のもの	近傍類似の土地の時価に0.008を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			900円	上空に設ける通路			950円	
	地下に設ける通路			540円	地下に設ける通路			570円	
その他のもの			1,000円	その他のもの			1,200円		

法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1㎡につき1日	18円	法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの		占用面積 1㎡につき1日	19円
	その他のもの		占用面積 1㎡につき1月	180円		その他のもの		占用面積 1㎡につき1月	190円
道路法施行令（昭和27年政令第479号。以下この表において「令」という。）第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1㎡につき1月	180円	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1㎡につき1月	190円	
		その他のもの	表示面積 1㎡につき1年	1,800円		その他のもの	表示面積 1㎡につき1年	1,900円	
	標識		1本につき1年	810円	標識		1本につき1年	960円	
	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18円	旗ざお	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	19円	
		その他のもの	1本につき1月	180円		その他のもの	1本につき1月	190円	
	幕（令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1㎡につき1日	18円	幕（令第七条第四号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日等に際し、一時的に設けるもの	その面積 1㎡につき1日	19円	
		その他のもの	その面積 1㎡につき1月	180円		その他のもの	その面積 1㎡につき1月	190円	
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,800円	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	1,900円	
		その他のもの		900円		その他のもの		950円	
	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積 1㎡につき1月	180円	令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積 1㎡につき1月
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				100円	令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				120円
備考					備考				
<p>一 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>二 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>四 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>五 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>六 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間等が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間等が一月未満であるとき又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。</p>					<p>一 第一種電柱とは電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電柱とは電柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電柱とは電柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>二 第一種電話柱とは電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち三条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第二種電話柱とは電話柱のうち四条又は五条の電線を支持するものを、第三種電話柱とは電話柱のうち六条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>三 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p> <p>四 表示面積とは、広告塔又は看板の表示部分の面積をいう。</p> <p>五 表示面積、占用面積若しくは占用物件の面積若しくは長さが0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満であるとき、又はこれらの面積若しくは長さに0.01平方メートル若しくは0.01メートル未満の端数があるときは、その全面積若しくは全長又はその端数の面積若しくは長さを切り捨てて計算するものとする。</p> <p>六 占用料の額が年額で定められている占用物件に係る占用の期間等が一年未満であるとき又はその期間に一年未満の端数があるときは月割をもつて計算し、なお、一月未満の端数があるときは一月として計算し、占用料の額が月額で定められている占用物件に係る占用の期間等が一月未満であるとき又はその期間に一月未満の端数があるときは一月として計算するものとする。</p>				